

# 市議会 12 月定例会報告

神崎市議会 12 月定例会が 12 月 1 日から 18 日までの 18 日間行われました。

神崎市税条例の一部改正などの条例案 10 件、一般会計補正予算案などの予算案 9 件、神崎町老人憩いの家の指定管理者の指定についてなどの事件決議案 5 件、計 24 件が審議され、原案どおり可決されました。

平成 20 年度一般会計補正予算は、515 万 3 千円増額し、総額 125 億 5,508 万 4 千円となりました。

## ○一般会計補正予算の主な内容

事業名	補正予算額	事業の内容	担当課
市有地測量委託料	223 万 7 千円	市が保有する普通財産（土地）の境界調査及び測量委託料	財政課 ☎ 37-0101
高齢者医療制度円滑運営事業システム改修委託料	185 万 9 千円	保険料の軽減、特別徴収の見直し等、平成 21 年度からの制度改正へ向けたシステム改修委託	市民課 ☎ 37-0115
脊振中継槽撤去事業	251 万 6 千円	老朽化した脊振地区のし尿中継槽の清掃・撤去工事費	環境課 ☎ 37-0112
西郷保育園改築事業	314 万 8 千円	建設から 34 年が経過し、老朽化が進んだ西郷保育園の改築工事の基本設計委託料	福祉課 ☎ 37-0110
特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金	79 万 9 千円	保護者が就労等により昼間家庭にいない特別支援学校に通学する児童に対し、児童の健全な育成を目的として遊び等を通して生活指導を行う事業への本市負担金	高齢障害課 ☎ 37-0111
農道維持工事	780 万円	神崎町下六丁・姉川地区の農道法面補修工事	農林水産課 ☎ 37-0106
県営事業負担金	921 万円	県が行う地域自立・活性化交付金事業（神崎駅通り線本掘地区の道路幅員狭小の解消）・急傾斜地崩壊対策事業（仁比山地区）への本市負担金	建設課 ☎ 37-0104
市道橋梁点検委託料	833 万円	昭和期に架けられ、老朽化した道路橋の予防的な修繕、計画的な架替えを行うために必要な橋梁点検費用	
神崎小学校校舎・体育館改修工事	247 万 2 千円	神崎小学校における手すり等、安全施設整備事業	学校教育課 ☎ 44-2384

## ○条例改正の主な内容

件名	主な内容	担当課
神崎市国民健康保険条例の一部改正について	産科医療補償制度新設による改正 《平成 21 年 1 月 1 日から施行》 産科医療補償制度加入の医療機関において分娩した場合 現行の出産育児一時金 35 万円に加えて 3 万円を超えない範囲で保険料相当を支給	市民課 ☎ 37-0115
神崎市浄化槽市町村整備推進事業等に関する条例の一部改正について	負担金および使用料の統一のための改正 《平成 21 年 1 月 1 日から施行》 市または地区が管理する施設の受益者分担金 徴収なし 使用料（下記料金に消費税を加算） ・公民館...地区戸数により算定 （50 戸まで...500 円、100 戸まで...750 円、101 戸以上...1,000 円） ・消防格納庫...500 円	下水道課 ☎ 37-0105
神崎市税条例の一部改正について	地方税法等の一部改正に伴う改正 《平成 21 年 4 月 1 日から施行》 ・個人市民税に係る寄付金控除の対象となる寄附金の指定 （地域における住民福祉の増進に寄与する寄附金） ・個人市民税、固定資産税の全納報奨金の率変更 100 分の 0.2 100 分の 0.1	税務課 ☎ 37-0114
神崎市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	ごみ収集、運搬及び処理手数料の改正 《平成 21 年 4 月 1 日から施行》 指定袋を 9 種類から 6 種類へ ・可燃物袋 1 種類を大と小の 2 種類に分類 ・資源ごみ、不燃物指定袋の見直し	環境課 ☎ 37-0112

## 市長交際費の公表

（平成 20 年度 10 月～12 月分）

項目	件数	支出額(円)
弔慰		
御祝	17	53,000
激励金	1	30,000
会費		
贈呈品		
見舞い	1	10,000
計	19	93,000

◎問い合わせ先  
神崎市役所 秘書広報課  
☎ 37-0088

午後 6 時から 8 時まで  
※1 人 30 分程度でお願いします。  
※電話予約は行っていません。  
受付は、当日来庁されてから  
お願いしています。

とき	ところ
3 月 3 日(火)	千代田総合支所
2 月 3 日(火)	神崎市役所

○今後の予定

1 月は、脊振総合支所で行い、4 組（4 人）が来庁されました。

## 夜の市長室

皆さまの声をお聞かせください！

# 平成21年度から個人市・県民税が改正されます

## 平成20年度税制改正により

- ①寄附金控除が拡充されました。
- ②公的年金からの市・県民税の天引きが始まります。



### ①寄附金控除の拡充について

平成20年度税制改正により所得税の寄附金控除の対象となる寄附金控除が拡充され、地域における住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、佐賀県と神崎市が条例により指定した寄附金を追加しました。

#### <現行の対象寄附金>

- ・地方公共団体への寄附金
- ・佐賀県共同募金会及び日本赤十字社佐賀県支部への寄附金



#### <追加された対象寄附金>

- (1)佐賀県内に事業所を有する法人又は団体に対する寄附金
  - ア．幼稚園や高等学校などを運営する「学校法人」
  - イ．保育園や高齢者・障害者福祉施設などを運営する「社会福祉法人」など
- (2)佐賀県知事又は佐賀県教育委員会の許可を受けた公益信託に対して支出した金銭
 

寄附金控除について、所得税は所得控除方式ですが、住民税は税額控除方式に変わり、適用下限額が10万円から5千円に引き下げられました。

寄附金控除は、平成20年1月から12月までの寄附金が対象となります。

なお、この寄附金控除を受けるためには、「所得税の確定申告（寄附金控除）」または「住民税の申告（寄附金控除）」が必要です。

### ②公的年金からの市・県民税の天引きについて

平成21年10月の年金支給分から、公的年金を受給されている方については、公的年金に係る市・県民税が、老齢基礎年金又は老齢年金から天引き（特別徴収）されます。

#### ○対象となる方

市・県民税の納税義務者で公的年金を受給されている65歳以上の方（当該年度の初日に老齢基礎年金を受給されている方）

ただし、公的年金の年額が18万円未満の人、特別徴収されるべき税額が所得税、介護保険料などを控除した後の公的年金の年額を越える人は対象となりません。

#### ○特別徴収（天引き）される税額

前年中の公的年金等の年金所得に係る市・県民税の所得割額と均等割額です。

#### ○特別徴収の徴収方法と時期（平成21年度）

普通徴収 (個人納付)		特別徴収 (天引き)		
21年6月	21年8月	21年10月	21年12月	22年2月
年 税 額 の				
1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

#### ○問い合わせ先

神崎市役所 税務課 市民税係 ☎ 37-0114



#### ○問い合わせ先

神崎市役所 企画課 ☎ 37-0102

## 地域公共交通会議を設置

神崎市内における公共交通については、マイカー普及による公共交通機関の利用減少や高齢化の進行による交通弱者の移動手段の確保、公共交通の利便性の格差是正などの諸課題があり、総合的に検討することが必要になっていきます。

市では、この現状を把握し、地域の実情に合った輸送サービスの実現など公共交通に関する協議の場として、道路運送法及び地域公共交通の活性化・再生に関する法律の規定に基づき、1月9日、「神崎市地域公共交通会議」を設置しました。

会議の委員は、地域住民の方や交通事業者及び道路管理者などにより構成されています。